

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の保育事業
監査実施年度	平成29年度
提 出 日(最新提出日)	平成30年7月31日
監査委員公表日	平成30年10月9日

結果欄の記載方法
○、△、×のいずれかを記入
○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
△:検討中 検討中のもの
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

平成30年7月末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
17	9	2	28

第3 保育事業の運営状況について

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 意見 【所管課における収支の把握】 市立保育所でも保育所別に収支を把握すべきである。	市立保育所について、平成16年度から運営費が一般財源化されたため、施設型給付費等の支給はなく、実質的な歳入は保護者からの保育料のみであるため、保育所別に歳入の管理を行うことは難しい。また、歳出においては、保守契約や物品調達等は、複数の保育所をまとめて行ったり、施設の修繕は、緊急度等を考慮した上で、一括で発注するなどして経費を削減しており、保育所別収支を把握する必要性は薄いと判断する。	×	子ども未来部	子ども保育課	2215	67

第4 民間保育園等に対する補助金交付の状況

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 指摘 【各補助金の交付要綱】 一時預かりの時間延長に対する補助金について補助金の趣旨に従い、時間延長について補助金を支給すべきである。	実態に即した補助要件になるよう、検討を行っていく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2213	78

第5 保育所(園)施設整備の現状と対応について

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 意見 【保育所(園)の整備及び営繕】 保育所施設の整備対象案件の選定にあたっては、より多くの利害関係者の意見を収集できるような取り組みを検討することが望まれる。	従前から各保育所では、保護者からの意見や苦情を受け付ける意見箱を設置して、その意見に対応する担当職員を選任している。	○	子ども未来部	子ども保育課	2215	84
2 意見 【遊具の安全点検】 遊具の安全点検は国土交通省が認定する有資格者に実施させることにより、一定水準以上の品質が常に確保することが望まれる。	毎年度、公園施設製製品整備技師等有資格者による点検を実施しており、今後も実施していく。	○	子ども未来部	子ども保育課	2215	85
3 意見 【子どもの安全に配慮した対応】 遊具の定期点検の結果、修繕が必要と判断されたものの、資金がないために当該遊具が使用不可にならないよう、修繕計画の精度を一層高め、緊急対応が必要となる事態を回避することが望まれる。	定期点検の結果に基づいて、修繕を計画的に実施しており、今後も実施していく。	○	子ども未来部	子ども保育課	2215	87
4 指摘 【備品管理】 私立保育園、認定こども園において、規定に基づき、備品管理を行っていく必要がある。	毎年度、実地指導の際に、経理規程に基づき適正に備品管理を行うよう指導していく。	○	子ども未来部	子ども保育課	2213	88

第6 保育所(園)の施設及び児童の安全管理は適切にされているか

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 意見 【私立保育園の安全管理】 入所者の安全・快適な生活空間の確保の項目について、指摘を受けないよう対策をとることが望まれる。	毎年度、実地指導の際に、安全管理等について問題がないか確認し、改善が必要な事項については、報告書を提出させて、改善状況を確認しており、今後も実施していく。	○	子ども未来部	子ども保育課	2213	96
2 意見 【認定こども園及び小規模保育施設の安全管理】 毎年の実地指導を引き続き行うことで、保育の質の向上を図り、今後指摘を受けることはなくなると考えられる。	毎年度、実地指導の際に、安全管理等について問題がないか確認し、改善が必要な事項については、報告書を提出させて、改善状況を確認しており、今後も実施していく。	○	子ども未来部	子ども保育課	2213	96

対 象	岐阜市の保育事業
監査実施年度	平成29年度
提 出 日(最新提出日)	平成30年7月31日
監査委員公表日	平成30年10月9日

結果欄の記載方法
○、△、×のいずれかを記入
○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
△:検 討 中 検討中のもの
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

平成30年7月末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
17	9	2	28

第7 保育所の契約事務は適切になされているか

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 意見 【随意契約に基づく契約手続き】 最低制限価格を随意契約において導入している他市町村もあることから、岐阜市においても検討することが望まれる。	随意契約においては、ダンピングを行う業者など契約内容の適正な履行等を確保しない者をあらかじめ排除することが可能であり、また、予定価格についても競争入札のように契約の上限というわけではなく、単なる契約基準にすぎず、必ずしもこの制限内で契約を締結する必要はないとされている。よって、随意契約で、予定価格に対し契約金額の下限を設定するという最低制限価格を設定することはなじまないと考える。	×	行政部	契約課	2759	111

第8 保育所(園)の入所選考手続きは適切になされているか

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 指摘 【保育所(園)の入所選考】 保育料の滞納がある場合の入所に際しては、納付相談や滞納処分を経た上で入所を決定する旨をインターネット上や『入所あんない』等において周知する必要がある。	保育料の滞納がある場合の入所の取り扱いについては、それぞれの保護者毎に丁寧に対応している。また、納付相談を促す旨を、ホームページに掲載した。平成31年度用入所あんないにも掲載予定である。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	120
2 意見 【優先順位の決定方法】 入所選考に恣意性が介入していないこと、基準の透明性、選考の公平性を担保していくために、チェックリスト等を活用し、優先順位が適切に運用される仕組みの導入が望まれる。	平成30年度より、新たにチェックリストを作成し、それを利用した上で優先順位を決定している。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	121
3 意見 【優先順位が同じである場合の選考優先基準】 入所選考担当者が、入所希望者の優先順位が同じである場合の選考優先基準の点数の付け漏れが発生しないよう、チェックリスト等の導入をすることが望まれる。	平成30年度より、新たにチェックリストを作成し、それを利用した上で優先順位を決定している。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	121

第9 保育料の決定手続

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 意見 【保育料の計算】 保育料の決定方法について、網羅的に記載することが望まれる。	保育料の決定における収入要件等について、ホームページに掲載した。平成31年度用入所あんないにも掲載予定である。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	134
2 意見 【保育料減免手続】 保育料の減免手続について、ホームページや「入所あんない」に載せていないため、入所希望者に対して周知することが望まれる。	保育料の減免手続については、それぞれの保護者毎に状況が異なっていることから、保育料に対する相談に応じる際に丁寧に対応している。また、保育料に対する相談を促す旨は、ホームページには既に掲載している。平成31年度用入所あんないにも掲載予定である。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	135

第10 保育所(園)の職員状況は適切か

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 意見 【職員の配置状況】 臨時職員、嘱託職員でまかなっている実情がみとめられることから正規職員の雇用に力を入れるべきであるが、現状を維持して、各保育所(園)が保育の質を保てるよう継続的に努力することが望まれる。	多様化する保育ニーズに対応するとともに、効率的な保育所運営を進めるため、多様な働き方の職員の活用を図っている。正規職員と同様に、非正規職員と情報共有を図り、職場研修を行うなどして、保育の質の維持、向上に努めている。	○	子ども未来部	子ども保育課	2214	149
2 指摘 【職員の出退勤】 職員の正確な出勤時間や退勤時間は把握できておらず出退勤管理としては労働環境上適切ではない可能性が高いと思われる。	人事課と協議して「出所・退所記録表」を作成し、平成30年6月1日より運用を開始した。各施設の保育所長が職員の出勤状況を把握できるよう、事務室に記録表を設置し、各職員が記帳する形態で運用管理している。	○	子ども未来部	子ども保育課	2214	149

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の保育事業	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検 討 中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成29年度	
提 出 日(最新提出日)	平成30年7月31日	
監査委員公表日	平成30年10月9日	

平成30年7月末時点の措置状況（既に措置済みのもも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
17	9	2	28

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
2 意見 【職員の出退勤】 保育所(園)職員の勤務時間管理については、タイムカード等を設置するなどして、出退勤管理を行うことが望ましいと考えられる。	人事課と協議して「出所・退所記録表」を作成し、平成30年6月1日より運用を開始した。各施設の保育所長が職員の出勤状況を把握できるよう、事務室に記録表を設置し、各職員が記帳する形態で運用管理している。	○	子ども未来部	子ども保育課	2214	150
3 意見 【利用者定員の超過】 私立幼稚園に対し認定こども園への移行、及び小規模保育事業所の開設などの方策を進めていくことが適切である。	今後も引き続き、私立幼稚園に対して、認定こども園への移行、及び小規模保育事業所の開設などを促していく。	○	子ども未来部	子ども保育課	2213	151

第11 保育所(園)の職員研修は適切に実施されているか

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 意見 【研修参加者の把握】 市としては、処遇改善加算の対象にもなるため、私立保育園に対して研修受講の啓発を行い、可能な限り研修受講者名の把握を行っていくことが可能であると考えられる。	今後、私立保育園に対して、各職員のキャリアパス研修等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成するよう指導し、立入検査の際に確認していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2211	159

第12 保育所(園)の多機能化への取り組み状況について

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 意見 【一時預かり事業】 保護者への周知方法等に改善の余地があるのではないかな。	周知方法について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2213	173
2 意見 【休日保育事業】 拡大の方向で検討する必要がある。	保護者の利用状況等を踏まえ、検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2215	175
3 意見 【子育て支援センター事業】 保護者への周知方法等に改善の余地があるのではないかな。	周知方法について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2215	178

第13 保育料の収納事務及び滞納保育料の管理は適切か

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 意見 【保育料の収納事務】 今後口座引き落としの割合を100%近くとすることが課題である。	口座登録率は90%程度であるため、今後も引き続き登録を促進するために入所あんない等への掲載や、新規入所者への口座登録用紙の早期発送等を行っていく。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	185
2 意見 【滞納保育料の管理】 督促状の作成や延滞金管理等に対応したシステムを構築し「岐阜市利用者負担額滞納処分要綱案」の決裁を受けた上で、執行をすることができるようにすることが目標である。	平成30年度中に督促状の作成や延滞金管理等に対応するシステムを構築し、平成31年度から滞納処分を実施できるよう、準備中である。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	186

対 象	岐阜市の保育事業
監査実施年度	平成29年度
提 出 日(最新提出日)	平成30年7月31日
監査委員公表日	平成30年10月9日

結果欄の記載方法
○、△、×のいずれかを記入
○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
△:検討中 検討中のもの
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

平成30年7月末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
17	9	2	28

指摘及び意見	措置状況(平成30年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
3 指摘 【収納率改善に向けた取り組み】 滞納保育料の徴収のため、滞納者から債務承認を受けて時効消滅を防いだ上で、現況届記載の勤務先に対する給与差押え手続きなどを行い、確実に回収するよう対策をとるべきと考える。	平成30年度中に督促状の作成や延滞金管理等に対応するシステムを構築し、平成31年度から滞納処分を実施できるよう、準備中である。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	187
3 意見 【収納率改善に向けた取り組み】 他の利用書との公平性の観点から、児童手当からの徴収手続を検討することが望ましい。	児童手当から保育料の徴収が実施できるよう、平成30年度中にシステムを構築する予定である。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	187
4 指摘 【不納欠損処分】 督促手続を経た差押え手続きをする努力をするべきである。	平成30年度中に督促状の作成や延滞金管理等に対応するシステムを構築し、平成31年度から滞納処分を実施できるよう、準備中である。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	187
4 意見 【不納欠損処分】 時効で不納欠損とならないよう、分納誓約書等を記載してもらうように促し、債務全体について債務承認をしてもらうよう働きかけることが望ましい。	滞納者に対し、納付指導や訪問徴収、分納誓約書の記載を求めるなどして、不納欠損とならないよう努めている。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	187